

創業者支援資金【スタートアップ認定枠】の利子補給制度について

岐阜市では、「G-STA（岐阜市認定スタートアップ企業）」の特典として、岐阜市中小企業融資制度「創業者支援資金【スタートアップ認定枠】」の返済に係る利子の一部を補給しています。

利子補給を受ける場合は、申請が必要です。申請されない場合は、利子補給を受けることができませんのでご注意ください。

1. 利子補給対象の融資制度

岐阜市中小企業融資制度：創業者支援資金【スタートアップ認定枠】

2. 交付対象者

岐阜市認定スタートアップ企業（G-STA）

3. 利子補給期間

対象資金の利用日から3年間

※ただし、年度毎に申請が必要です

4. 利子補給額

利子補給期間中に支払った対象資金に係る利子額（全額）

※ただし、年度毎に申請が必要で、申請した年度の前年度に支払った利子を補給します

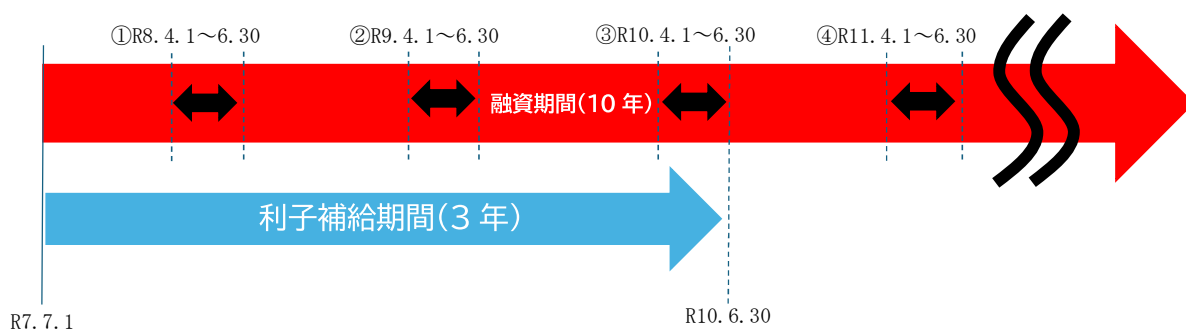
5. 申請時期

毎年4月1日から6月30日まで

例）令和7年7月1日に対象資金（融資期間10年）を利用した場合

- ①令和7年度に支払った利子：令和8年4月1日から6月30日までに申請
- ②令和8年度に支払った利子：令和9年4月1日から6月30日までに申請
- ③令和9年度に支払った利子：令和10年4月1日から6月30日までに申請
- ④令和10年度に支払った利子：令和11年4月1日から6月30日までに申請

合計4回
申請が必要



6. 提出書類

- ①岐阜市中小企業融資資金利子補給金交付申請書（様式第1号）
- ②同意書（様式第2号）
- ③誓約書（様式第3号）
- ④直近の事業年度分の別表1法人税確定申告書の写し
- ⑤対象資金を利用した際の保証書の写し
- ⑥対象資金の返済予定表の写し
- ⑦対象資金に係る利子を支払ったことが確認できる書類（通帳の写しなど）